

**「令和 8 年度首里城公園防災・防火管理評価委員会運営支援業務委託」
企画提案募集要領**

1. 業務の背景及び目的

沖縄県は、首里城正殿等を含む首里城公園内の施設について、二度と火災による焼失を生じさせないよう、国の首里城正殿等の復元に向けた取組と連携し、首里城公園の管理体制の構築に取り組んでいる。

令和 3 年度には、沖縄県が設置する第三者委員会として首里城公園管理体制構築検討委員会を設置し、「首里城公園管理体制構築計画」を策定、令和 4 年度以降は計画に位置付けられた取組方針の実現にむけ検討を行ってきた。

令和 8 年 4 月から開始された指定管理では、現場での訓練等の実践を通して、技術の蓄積等によるレベルの維持・向上を適切な防火管理の実行体制の仕組みとして確立させるため、防災・防火業務の仕様発注による契約方法へ見直しを行った。また、県が主体的に防災・防火業務の継続的な改善に取り組むことで、二度と火災を起こさない体制を構築している。

令和 8 年度から、首里城公園管理体制構築検討委員会から引き継がれた「首里城公園防災・防火管理評価委員会（以下「管理委員会」という。）」が設置された。

本業務は、首里城公園における防災・防火業務の適切な遂行確認や復元の段階に応じた今後の課題検討、次期指定管理に向けた検討を行うため、防災・防火業務のモニタリングや管理委員会の運営を支援することを目的とする。

令和 8 年度は「首里城公園防災・防火業務仕様書」に基づく指定管理者のモニタリングを行い、管理委員会へ報告、評価を受けることとしている。この評価結果を指定管理者制度運用委員会へ報告し、総合的な意見を受けることとしている。

2. 業務概要

（１）業務名：令和 8 年度首里城公園防災・防火管理評価委員会運営支援業務委託

（２）履行場所：沖縄県内

（３）業務内容：別紙「仕様書」のとおり

（４）委託期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（５）委託料限度額：4,475,900 円以内（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。

※ただし、この金額は企画提案公募にあたり設定したものであり、実際の契約額とは異なる場合がある。

（６）本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

（７）企画提案を求めるテーマ：

- ① 首里城公園の防災・防火業務の実施状況や課題を客観的かつ正確に把握・評価するための、具体的なモニタリング手法（現地調査、書類審査等）の考え方について
- ② モニタリングで判明した課題や是正事項を、県や指定管理者へ効果的にフィードバックし、実効性のある業務改善につなげるための支援方法について

3. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

(注) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (5) 過去 5 年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と防災・防火に関する業務を受託した実績があること。
- (6) 本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、仕様書に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (7) 今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正副 3 名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
 - ② 共同企業体を構成する全ての構成員が（1）～（4）の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が（5）の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体を構成する事業者全体で（6）及び（7）の要件を満たす者であること。

4. 応募方法等

- (1) 参加申込

ア 申込期限：令和 8 年 11 月 9 日（月）

イ 提出書類：参加申込書【様式 1】、会社概要【様式 3】【様式 3－2】、誓約書【様式 6】

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）、FAX 又はメール（受信確認を行ってください。）

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

- (2) 企画書

ア 提出期限：令和 8 年 11 月 11 日（水）

イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式 2】

企画書（6 の（2）を参照）

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限必着）。

エ 提出部数：企画書 8 部

(3) 質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式5】をFAX又はメールで提出すること（受信確認必要）。
質問への回答は沖縄県ホームページにも掲示します。

質問受付期間：公告の日から令和8年11月2日（月）まで

5. 企画書の特定に関する事項

(1) 企画書の内容

企画書は6（2）のとおり作成するものとし、A4版片面30頁以内（表紙含まず）とする。

(2) 受託者選定方法

企画提案者は当該業務受託に係る選定委員会にて企画書により説明15分程度及び質疑応答を10分程度行うものとする。応募者が3者を超える場合は、書面による一次審査を行い、企画提案選定委員会への参加者を3者選定するものとする。

6. 提出書類

(1) 企画提案応募申請書【様式2】

(2) 企画書（A4版縦横自由、片面30頁以内）

次の各項目の記述を必須とする。

ア 業務の実施内容

仕様書2（4）ア、イの項目毎に記載すること。

イ 業務の実施体制

ウ 担当者の略歴書

エ 業務スケジュール

オ 見積

①直接人件費

②直接経費

③一般管理費

④消費税

⑤その他（上述の費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

カ テーマに対する企画提案

(3) 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式4】

7. 企画提案選定委員会

(1) 予 定 日：令和8年11月18日（水）（予定）

(2) 実施方法：応募者によるプレゼンテーション

沖縄県土木建築部都市公園課において、第一次審査（適合審査）を行い、主に応募資格の確認等を行う。資格要件を満たしている場合、プレゼンテーション審査を行う。ただし、応募者が3者を超える場合は、書面による一次審査を行い、企画提案選定委員会への参加者を3者選定するものとする。

(3) 審査結果の通知：令和8年11月19日（木）（予定） 応募者あて最上位者名を通知

(4) 委託契約の締結時期：令和8年11月下旬（予定）

8. 選定及び審査基準

(1) 選定方法

委託候補者の選定は次のとおり行う。

①第一次審査（適合審査）

参加申込書及び企画書の提出後、沖縄県土木建築部都市公園課において、申請者の資格要件の適否審査を行い、資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。

②第二次審査（委員会による審査）

「首里城公園防災・防火評価委員会に係る運営支援業務委託における企画提案選定委員会」（以下「委員会」という。）が、企画書及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行い、各委員が総合得点の高い方を上位として順位付けをした後、各委員の付けた順位をポイントとして置き換え、各委員のポイントを集計し、最もポイントの小さい方を委託候補者として選定します。

(2) 審査基準

次の5項目全てを評価する総合評価方式により選考します。

※順位にかかわらず、100点満点中、50点未満の団体は選定しないものとする（出席委員の合計点の平均）。

①基本項目 配点…10点	(A)本業務の目的、条件、内容について理解しているか。 (B)これまでに類似業務の実績があるか。
②業務執行体制 配点…20点	(A)担当者に類似業務の実績があるか。 (B)担当者はモニタリング業務に関して広い知見をもっているか。 (C)人員配置は適当であり、担当者が当該業務の事案に迅速に対応できる体制となっているか。
③業務内容 配点…40点	各業務項目の実実施計画、実施内容は適正か。 (A)防災・防火業務に係る実施状況確認 (B)管理委員会の開催及び運営支援
④企画提案内容 …20点	各提案内容が具体的かつ妥当性の高い内容か。 (A)具体的なモニタリング手法について (B)課題や是正事項への支援方法について
⑤業務スケジュール 配点…5点	準備期間の設定等、着実に実施できるようスケジュール設定されているか。
⑥経済的合理性 配点…5点	予算見積書は正確且つ透明性があり、経済的合理性が高いか。

9. その他

(1) 企画提案に要する経費、企画選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。

(2) 企画書など提出された書類等は返却しない。また、提出された参加申込書及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された企画書は、沖縄県情報公開条例（平成13年

沖縄県条例第 37 号) に基づく公開請求の対象となる。

- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1 事業者 (1 共同企業体) 当たり、提案は 1 件とする。
- (5) 募集要項に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日定める条例(平成 3 年沖縄県条例第 15 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く、9 時から 17 時までとする。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。
- (10) 参加資格の喪失
本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加申込書、企画書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (11) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10. 提出、問い合わせ先

沖縄県土木建築部都市公園課 国営公園管理班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 13 階

TEL : 098-866-2035 FAX : 098-867-7875

e-mail : aa060208@pref.okinawa.lg.jp